

資料－２

令和５年１０月２０日
奄美大島海区漁業調整委員会資料

令和５年度全国海区漁業調整委員会連合会
要望活動結果について（報告）



5全漁調連第13号
令和5年8月31日

各海区漁業調整委員会長 様

全国海区漁業調整委員会連合会
会 長 今野 智光
(公印省略)

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果に
ついて (送付)

令和5年7月11日に実施した要望活動に係る回答については、別紙のとおりです。

なお、複数の海区がある道県については、代表海区にのみ送付していますので、各海区にお送りいただきますようお願いいたします。

事務担当

全国海区漁業調整委員会連合会事務局
(福島海区漁業調整委員会事務局) 佐久間
TEL:0246-24-6173 FAX:0246-24-6178
fukushimakaiku_f@pref.fukushima.lg.jp

令和5年度全漁調連要望書 要望内容及び国回答

要望項目	要望内容	水産庁	外務省	海上保安庁	国土交通省 海事局
I 海区漁業調整委員会制度について					
1 海区漁業調整委員会制度の堅持	●	●			
2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保	△	●			
3 新たな漁業関係法令の改正について	●	●			
4 海区漁業調整委員の資質向上について	●	●			
II 沿岸漁場の秩序維持について					
1 違法操業の取締強化等					
①取締り体制の連携強化	△	●		△	
②漁業監督吏員の資質向上	○	●			
2 「密漁もの」の流通防止					
①「密漁もの」を排除する意識の指導・啓発活動	●	●			
②違法漁獲物の流通に対する監視体制の強化	○	○			
③水産流通適正化法の制度の周知及び現場負担を軽減するための措置の実施	●	△			
④シラスウナギ流通の透明化の推進	●	△			
III 太平洋クロマグロの資源管理について					
1 クロマグロ資源の適正利用					
①資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等	●	○			
②漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等	△	△			
③沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について	○	○			
2 定置網等における管理手法の確立および支援措置					
①漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示等	●	●			
②漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設	△	●			
③漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等	●	●			
④漁獲状況を把握するシステム構築	●	△			
3 遊漁者等の操業自粛措置	△	△			
IV 沿岸資源の適正な利用について					
1 沿岸漁業と沖合(大臣許可)漁業の調整					
①沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄のための合意形成に向けた調整	●	△			
②沖合漁業に対する沿岸漁業に準じた資源管理措置の指導と許可内容の見直し	●	●			
③カツオ・スルメイカの沖合漁業と沿岸漁業の操業調整	●	●			
④海洋環境の変化への対応や大量漁獲規制による水産資源の適正管理	●	●			
⑤大型船の増トンやIQ導入による沿岸漁業との競合に対する調整	●	●			
2 マサバ太平洋系群の適正利用					
①産卵親魚の確保、未成魚の保護など資源管理の確実な履行の指導	△	△			
②科学的根拠に基づく目標管理基準値の設定	●	●			
③漁業者の理解を得た資源管理の推進と減収の補償	△	●			
3 カツオ資源の適正利用	●	△			
4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用	●	△			
5 沖合漁業の操業秩序の確立					
①大中型まき網漁船付属船へのVMS設置の義務化と航跡情報の運用	△	△			
②VMSを有効に活用した違反操業の抑止と取締強化	●	●			
③AISを活用した事故防止・安全航行の指導	○	○			○

R4比較[○:新規、△:内容変更、●:継続]

令和5年度全漁調連要望書 要望内容及び国回答

要望項目	要望内容	水産庁	外務省	保安庁 海上	国土交通 省 海事局
V 漁業法改正後の制度運用について					
1 改正漁業法施行後の事務の円滑化について	●	△			
2 新制度の円滑な運用について					
①地域課題への対応における指導・助言	●	●			
②漁業権免許切替手続きにおける指導・助言	●	●			
3 新たな資源管理措置等について					
①魚種ごとに適確に評価し、TAC導入を前提としない新たな資源管理の検討	△	△			
②実行可能性の議論、漁業者等の理解と合意の上の慎重な対象種追加	△	△			
③地域の漁業特性を考慮した資源管理措置の実施と減収対策	△	△			
④新規参入者の確保、地域全体の産業を守る成長対策の具体化	●	△			
⑤TAC魚種の正確な漁獲量を把握する仕組みの整備	○	○			
⑥定置網漁業の特性に応じた新技術の開発・普及	○	○			
VI 外国漁船問題等について					
1 排他的経済水域の境界の画定(竹島など)	●	●	●		
2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理					
①日台漁業取決め適用水域の一部縮小と協議対象水域の拡張抑制	●	●	△		
②日台漁業取決め適用水域での安全操業確保、台湾漁船のPI保険加入義務化	●	△	△		
③韓国漁船の操業規制と日韓暫定水域の操業秩序確立	●	●	●		
④中国漁船の日中暫定水域やEEZ内の操業秩序確立とサンゴ網対策	●	△	●		
⑤ロシア水域における操業機会の確保、操業条件の緩和のための積極的な支援	△	●	△		
⑥EEZ内ロシア漁船による漁具被害防止、補償及び漁獲割当量の適切な設定	●	△	△		
3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保					
①外国漁船の違法操業を未然に防ぐための、監視・取締体制の強化	●	△		△	
②外国公船や外国漁船の位置動向情報収集、漁船等との情報共有体制強化	●	△		●	
③外国漁船等の避泊にかかる、地元漁業や環境に対する影響の防止	●	●		△	
④北朝鮮のミサイル発射の阻止、迅速な情報提供	△	●	△		
4 被害の救済(外国漁船による放置漁具による被害対策)	△	△			
VII 海洋性レジャーとの調整等について					
1 遊漁と漁業の調整					
①遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施	●	△			
②スピアフィッシングに対する規制強化	△	△			
③遊漁者の資源利用の実態把握	△	△			
④遊漁者に資源管理を行わせる体制整備	○	○			
2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止					
①利用者に対する保険加入義務化、漁業被害を想定した被害保障の充実	●	●			●
②利用者の把握や組織化等、新たな対策の検討	△	●			
3 ミニボートによる危険行為の防止					
①安全航行のための制度改正と反射板等の装置の必置	●	●			△
②海難事故や円滑な救難活動のための実効性ある対策の実施	●	●			△
③安全講習の義務化と所有者リストの整備	●	●			●
④ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化	○	△			●

R4比較 [○:新規、△:内容変更、●:継続]

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会 要望活動結果

I 海区漁業調整委員会制度について

R5年度要望趣旨		回答、状況等										
<p>R5年度要望趣旨</p> <p>海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。</p> <p>令和2年12月の改正漁業法施行後も、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構として海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。</p> <p>また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に今後も引き続いて対処していくためには、安定した財政基盤の裏づけが必須です。</p> <p>つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。</p>												
1	<p>1 海区漁業調整委員会制度の堅持</p> <p>海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。 継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 海区漁業調整委員会は、漁業法に基づき、漁業権の免許や都道府県漁業調整規則の策定に際しての権限が与えられているなど、海区内の漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関である。</p> <p>2 今般の漁業法等の改正においても、新たな資源管理の推進や漁場の有効活用を図っていく中で、海区漁業調整委員会の役割はさらに重要性を増すものと認識しており、海区漁業調整委員会がこのような役割を的確に果たしていけるよう、漁業者及び漁業従事者を主体とした組織であるとの基本的な性格を維持している。 継続</p>										
2	<p>2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保</p> <p>漁業法改正に伴い、知事からの資源管理状況の報告徴収や、TAC制度対象魚種ごとの漁獲割当の変更方針の諮問等、海区漁業調整委員会の役割が増加していることを踏まえ、今後も漁業調整機構としての役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するために、更なる予算措置により安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。 内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>漁業調整委員会等交付金については、国の厳しい財政事情の中においても一定の予算を確保しているところであり、引き続き、海区漁業調整委員会の活動に極力支障を生じることのないよう、予算確保に努めてまいります。 継続</p> <p>(参考)漁業調整委員会等交付金 予算推移</p> <table border="0"> <tr><td>平成31年度</td><td>181,302千円</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>181,302千円</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>181,302千円</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>181,302千円</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>181,302千円</td></tr> </table>	平成31年度	181,302千円	令和2年度	181,302千円	令和3年度	181,302千円	令和4年度	181,302千円	令和5年度	181,302千円
平成31年度	181,302千円											
令和2年度	181,302千円											
令和3年度	181,302千円											
令和4年度	181,302千円											
令和5年度	181,302千円											
3	<p>3 新たな漁業関係法令の改正について</p> <p>改正漁業法の下でも、海区漁業調整委員会の適切な運営が確保されるよう、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。 継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 新たな海区漁業調整委員会制度を適切に運用していくためには、海区漁業調整委員会や都道府県、水産関係団体、漁業者等関係者の理解と協力が不可欠であることから、今後とも必要な意見交換等を適切に実施してまいります。</p> <p>2 また、海区漁業調整委員会の全国組織である貴会において、各海区の実態について調査するなどして必要な情報共有を行うことで、より円滑な制度運用が図られると考えることから、引き続き、貴会と連携を図ってまいります。 継続</p>										
4	<p>4 海区漁業調整委員の資質向上について</p> <p>海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議が求められる。そのためには、海区漁業調整委員の更なる専門的、技術的知識が必要となることも想定されるため、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。 継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>海区漁業調整委員会における公平公正な審議を行うためには、委員の資質向上も重要な要素の一つであることから、貴会とも連携し、研修会の開催に向けて調整してまいります。 継続</p>										

II 沿岸漁場の秩序維持について

R5年度要望趣旨	
<p>近年、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反(密漁)が後を絶たず、その対策が強く求められています。</p> <p>密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがすばかりでなく、近年、暴力団関係者が絡むような悪質な違反事例がみられるなど社会的にも大きな問題となっています。</p> <p>改正された漁業法では、罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。</p> <p>一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たない原因として、「密漁もの」の水産物に潜在的な需要が存在し、買う側の手により「正規の漁獲物」に紛れ一般の市場で流通していることが考えられます。今後、生産者と流通団体が更なる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようなより高い意識を持つことと、「密漁もの」の流通に対する監視体制を強化することが必要です。</p> <p>つきましては、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。</p>	
R5年度要望	回答、状況等
<p>1 1 違法操業の取締強化等</p> <p>①組織化及び広域化する潜水器密漁やシラスウナギを始めとする密漁全般に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁とも引き続き協力・連携体制を維持しつつ、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 水産庁としては、海上保安庁と連携した漁業取締りを行うため、定期的な連絡会議を開催しているところである。 継続</p> <p>2 現場レベルにおいては、各海域を管轄する水産庁漁業取締本部支部(漁業調整事務所)と管区海上保安本部が地方ブロック会議を開催し、重点海域での連携取締、情報の相互提供等を行い、各海域で違法操業の取締りに対応しているところ。特に潜水器密漁が複数県を跨ぎ多発している地域の支部では、地方ブロック会議とは別に、関係管区海上保安本部のほか関係県の取締担当者による潜水器密漁対策会議を開催するなど、連携を図っているところである。 継続</p> <p>3 今後とも、警察庁も含めた関係取締機関との協力・連携を密にして違法操業の実効ある取締りを実施してまいりたい。 継続</p> <p>4 また、昨年10月にコロナ禍により中止を余儀なくされていた「令和4年度漁業監督公務員研修会」を3年振りに開催し、法務省、警察庁、海上保安庁の講義等による取締能力の向上及び連携強化に努めたところであり、今年度においても漁業監督吏員の資質向上のため、WEB会議を併用した開催を予定している。 新規</p> <p>【海上保安庁】 ①に対する回答</p> <p>海上保安庁では、各管区海上保安本部・海上保安部署において、警察等の関係機関、自治体、地元漁協等と緊密に連携・協力しつつ、悪質な密漁事犯の摘発に重点を置き、厳正な監視・取締りを行っております。</p> <p>今後も組織化、広域化する密漁事犯に対し、関係機関との連携強化に努め、対応してまいります。 内容変更</p>
<p>②また、漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>	

<p>2</p>	<p>2「密漁もの」の流通防止</p> <p>①市場関係者や小売店などの流通業界に対し、いわゆる「密漁もの」の水産物を市場等から主体的に排除するよう高い意識を持つよう引き続き積極的な指導・啓発活動を行うこと。</p> <p>②違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。新規</p> <p>③水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入・改修により事業内容を見直すなど、現場の負担をより一層軽減するための措置を講じること。</p> <p>④シラスウナギについては県域を越えて広く流通されるため、国主導による流通の透明化を推進すること。①③④継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 沿岸域における近年の組織的かつ悪質な密漁の発生状況を踏まえ、令和2年12月に施行された漁業法改正において、当該密漁の対象となっているナマコ、アワビ、シラスウナギを特定水産動植物に指定し、違法に採捕した者や違法と知って流通させた場合の罰則を新設し、懲役3年、罰金3,000万円とするなど、罰則を大幅に強化したところである。継続</p> <p>2 なお、都道府県への交付金により、</p> <p>① 悪質化、広域化する密漁を防止するため、関係者による協議会や密漁監視のための指導講習会の開催</p> <p>② メディアの活用や看板設置等による普及啓発</p> <p>③ 監視活動に必要な暗視カメラやドローン等の資機材の導入費等の密漁監視施設の整備を支援することができることとなっているので、御活用願いたい。継続</p> <p>3 また、令和4年12月には、違法に採捕された特定の水産動植物の流入防止等を目的とする「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」(水産流通適正化法)が施行されたところ。内容変更</p> <p>4 流通段階における監視については、水産流通適正化法に基づき、特定第一種水産動植物に指定されているアワビ、ナマコの取扱事業者のうち、事業区域が複数県に及ぶ広域事業者については、国の職員が同法の遵守状況を確認し、違反の疑義がある場合には随時立入検査を行っているところですが、引き続き、密漁品の流通を防止するため、都道府県とも連携しながらしっかりと取り組んでいきたい。 (事業区域が一の都道府県の区域内のみの事業者は都道府県が監視)新規</p> <p>5 同法の施行に当たり、制度運用の詳細に係る各種通知の発出やマニュアルの作成を丁寧に行ったほか、国内の関係者に対して、説明会を多数開催する等の周知・普及を行ったところ。同法施行後も個々の事業者等からの問い合わせ等に個別に対応しているところであり、引き続き丁寧に対応してまいりたい。新規</p> <p>6 さらに、関係する漁協等が漁獲番号等を迅速かつ正確・簡便に伝達することを可能とするための電子システムの導入等の取組を支援しており、是非ご活用いただきたい。内容変更</p> <p>7 なお、シラスウナギへの水産流通適正化法の適用については、知事許可漁業の導入を踏まえた流通実態の変化の状況も考慮する必要があることから、令和7年12月からとしている。 水産庁は水産流通適正化制度を確実に現場実装するため、現場実態に応じたトレーサビリティの仕組みを導入する具体策を特定するため2022年には「ウナギ産業価値連鎖トレーサビリティ導入評価プロジェクト」に取り組み、トレーサビリティ専門機関、うなぎ関係団体、経営工学領域の学識者、地域行政・事業者の協力を得て複雑多様なシラスウナギ流通の経路、慣行、事業者の役割や機能の共通項を洗い出し、技術と価値がバランスしたQRコード×モバイルを技術的中核とするトレーサビリティシモデルを概念設計したところ。 今後、概念設計されたモデルを踏まえ全国で活用できるシステム開発を進め、令和7年度にそのシステム運用を開始する予定としている。内容変更</p> <p>8 今後とも、流通業界も含め関係者が密接に連携し、情報共有、合同取締り等の漁業取締りの強化、漁業者による監視、パトロール等の密漁対策への支援等を行うことで、総合的な密漁対策を推進してまいりたい。継続</p> <p>【参考】密漁対策のための罰則強化の概要(令和2年12月1日施行) (新設)特定水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品流通の罪 懲役3年／罰金3,000万円 無許可漁業等の罪 懲役3年／罰金200万 ⇒懲役3年／罰金300万円 漁業権侵害の罪 罰金20万円 ⇒ 罰金100万円</p>
----------	---	---

Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

R5年度要望趣旨

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて、厳格な漁獲可能量管理が行われています。

漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加する中、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊がまれであった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

また、遊漁者については、大型魚採捕の報告を徹底、迅速化し、実態を適確に把握した上で、国全体の資源管理に影響が及ばないように強く指導していく必要があります。

つきましては、漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

R5年度要望	回答、状況等
<p>1① クロマグロ資源の適正利用</p> <p>①資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等</p> <p>北太平洋マグロ類国際科学小委員会(ISC)によると、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の決定事項である暫定回復目標(親魚資源量を2024年までに歴史的中間値である約4万3千トンへ回復)を既に達成し、次期回復目標(漁獲がない場合の資源量の20%(約13万トン)まで回復)も令和5年に達成見込みであることなどを踏まえ、WCPFCにおいて、更なる漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠となった場合には、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業に配慮した配分とすること。その際には近年の来遊状況の変化にも配慮した配分とすること。</p> <p>また、令和3年4月の一斉切替後に国が預かっている承認隻数枠を活用できるよう引き続き措置すること。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 ご指摘のとおり、太平洋クロマグロの資源は順調に回復しており、次回の太平洋クロマグロの資源評価が行われる2024年に、最新の資源状況に見合った措置の更新ができるよう、努力していきたい。 [新規]</p> <p>2 一方で、日本国内で違法な未報告漁獲の事案が発生し、諸外国にも広く知られた状況であることから、再発防止や管理の強化が不可欠であり、関係者のご協力をお願いしたい。 [新規]</p> <p>3 国内配分については、大型魚の15%増枠を踏まえ、水産政策審議会でとりまとめた「配分の考え方」に従い、国の留保枠からの配分を含め、沿岸漁業に配慮した配分を行っている。 [新規]</p> <p>4 将来、増枠が実現した際にも、漁業の実態や関係者の御意見を踏まえながら配分方法を検討してまいりたい。 [新規]</p> <p>5 なお、広域漁業調整委員指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認については、原則として、継続承認と承継の申請以外は有効期間中の承認は認めてこなかったが、削減したため承認隻数がゼロとなり、漁業実態がなくなっている県が生じていること等を踏まえ、令和2年5月に我が国全体で400を上限として新規の申請を承認できる規定を設けた結果、令和4年度末までに合計30件を新規に承認したところ。今後については、増枠など国際的な状況を踏まえつつ、適切な管理のあり方を含め検討してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p>

<p>1② 1 クロマグロ資源の適正利用 ②漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等 ア 漁獲枠配分については、沿岸への来遊量が増えている状況や長期的な漁獲実績を考慮するとともに、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や県の漁獲枠を裁量で管理できるよう次期切替時に合わせて検討すること。</p>	<p>【水産庁】 1 2023年漁期のクロマグロの漁獲枠の配分については、水産政策審議会がとりまとめた「配分の考え方」に従い、国の留保枠から配分したのものも含め、沿岸漁業に配慮した配分を行っている。特に大型魚の配分にあたっては、都道府県に対し、2015年～2021年の7か年の最大漁獲量等を勘案して、国の留保から追加配分を行っている。 内容変更</p> <p>2 来年漁期についても、当該「配分の考え方」に従い、適切な配分を行っている所存。 継続</p>
<p>イ また、親魚確保の観点から、大中型まき網漁業によるクロマグロ産卵期や産卵場における操業を制限するなどの資源管理対策を強化するとともに、各種漁業における小型魚保護対策を検討すること。 ウ <u>大臣許可漁業に対し、IQによる資源管理の遵守とともに、一部大臣許可漁業の地先海面への新規参入により、漁場利用の混乱等が発生していることを踏まえ、漁場利用などの地元ルールを尊重するよう強く指導すること。</u> エ 資源管理の推進にあたっては、定置漁業など魚種を選択した採捕が困難であり、クロマグロ以外の魚種も含む水揚げの減少も懸念されるなど沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう十分な説明を行うとともに瀬戸内海等の新たな来遊海域における資源調査を行うこと。 内容変更</p>	<p>3 なお、産卵親魚の漁獲規制については、「くろまぐろ部会」のとりまとめでも、 ① ISC(北太平洋まぐろ類国際科学小委員会)では、親魚量と加入量の間には明確な関係が見られていないことから、産卵期の漁獲を特別に区別せずに資源評価及び将来予測を実施しており、これに基づくWCPFCの資源管理措置も産卵期の漁獲を区別していない。 ② そのため、科学的には親魚の漁獲を控える場合、産卵期かどうかは重要ではなく、小型魚の漁獲を規制する方が将来の親魚資源回復に大きく貢献するものとされている。 継続 と示されているところである。</p> <p>4 また、令和4管理年度大中型まき網の小型魚については、300トン大型魚に振り替えることにより前年よりも更に削減し、WCPFCの基準年の平均漁獲実績の4分の1にまで減少させている。 一方で、「多数の沿岸漁業者が産卵期操業規制の必要性を訴えている現状を踏まえ、この問題への丁寧な説明に努めていくべきである。」とも示されており、資源管理の推進にあたっては今後とも資源評価に必要な調査を継続するとともに、沿岸漁業者のご理解が得られるよう、丁寧な説明を行ってまいりたい。 継続</p> <p>5 <u>大臣許可漁業者との漁場競合について、沿岸漁業者とのトラブル回避のために必要な場合には業界団体を通じて周知するので、周知すべきルールがあれば、情報提供いただきたい。</u> 新規</p>

<p>1③</p>	<p>1 クロマグロ資源の適正利用 ③沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について ア 広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会をまたぐ承継承認(廃止見合新規)のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すこと。 イ 大臣届出漁業である「沿岸くろまぐろはえ縄漁業」者のうち、他県の管轄に属することが明らかな海域で操業するものについては、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、現行の知事管理(属人管理)ではなく、大臣管理として国で管理すること。 新規</p>	<p>【水産庁】 1 沿岸くろまぐろ漁業については指示の期間を2年間とし、2年毎に指示内容を検討した上で新たな指示を発出しているところ。ご指摘の制度のあり方を含め、クロマグロの適切な資源管理が図られるよう、引き続き検討してまいりたい。 新規 2 大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業の大臣許可を有する者が対象となっている。ご要望にある沿岸くろまぐろはえ縄漁業者によるクロマグロの漁獲は少ないと承知しており、まずは各県において管理手法の検討をしていただきたいが、知事管理上支障があるような操業をする沿岸くろまぐろはえ縄漁業者がいるのであれば、その管理手法については個別にご相談いただきたい。 新規</p>
<p>2①</p>	<p>2 定置網等における管理手法の確立および支援措置 ①漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示等 定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。また、定置網におけるやむを得ない混獲による積み上がりに対応するため、県への配分とは別に全国枠の確保やより機動的な枠の融通などの仕組みを確立すること。 継続</p>	<p>【水産庁】 1 2023年漁期(令和5管理年度)におけるくろまぐろ大型魚の配分にあたっては、定置網漁業などの沿岸漁業に対しては、2015年～2021年の7か年の最大漁獲実績に応じて、国が留保している数量から追加配分を行うとともに、配分量が少ない都道府県については、混獲管理のために一定の数量を当初に上乗せ配分するなど、沿岸漁業に対して配慮した配分を行った。 継続 2 また、季節や地域ごとの偏りが大きいくろまぐろの来遊に即して、都道府県間等での漁獲枠の融通を実施しているところであり、引き続き、積極的に融通を促進し、沿岸漁業が漁獲枠を有効に活用できるよう努めてまいりたい。 継続 3 我が国の漁獲枠を守るためには管理の徹底が必要であり、効果的な管理方法について、漁業の実態や関係者の御意見を踏まえながら引き続き検討を進めてまいりたい。 継続</p>

2② 2 定置網等における管理手法の確立および支援措置

②漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設

ア 定置網漁業等における小型魚の入網回避や混獲小型魚の効果的な放流のための手法及び改良漁具の開発など実用的な技術を早急に確立し、それらの導入に係る支援を検討すること。また、まぐろはえ縄や一本釣り漁業についても同様に漁具改良の支援を行うこと。

イ 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じるほか、混獲回避機器の導入や放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入できる漁具、行える作業等の対象範囲の拡大を図ること。混獲回避のための休漁支援においては、十分な予算を確保するとともに、各地域の実情に応じた支援がなされるよう発動条件を緩和すること。

また、上記事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。

ウ 数量管理に当たり、やむを得ず放流した個体がへい死した場合、クロマグロの資源管理の取組について海上保安部と情報共有し理解を得ること。

内容変更

【水産庁】

1 平成29年度から令和2年度まで「太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業」によって、定置網におけるクロマグロの漁獲抑制に取り組むための技術開発を実施したところである。 継続

2 また、平成29年度補正予算において、定置網漁業を対象とした混獲回避機器の導入や放流活動への支援を措置し、さらに平成30年度補正予算において、従来の「定置網漁業のみ」から「一定の条件を満たした漁船漁業」にも対象範囲を拡大するなどの措置を取ったところである。さらに、令和5年度事業からは、機器等の導入に対する支援の上限額を2倍に引き上げたところ。また、平成31年当初予算において、クロマグロの混獲回避のための休漁への支援を措置したところである。 継続

3 予算の執行においては、精算に必要な書類が提出された後、可能な範囲で迅速に手続きを行ってきており、今後とも早期の支払いに努めてまいりたい。また、厳しい資源管理に取り組む漁業者の意見を踏まえつつ、引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、必要な事項についての関係省庁との情報共有を図ってまいりたい。 継続

削除

令和3年度からは「定置網漁業等における数量管理のための技術開発事業」において、定置網漁業等における混獲の防止や、魚種選択性を向上させる技術開発を進めているところである。

<p>2③</p>	<p>2 定置網等における管理手法の確立および支援措置 ③漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等 数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の補償契約水準を下回らないようにする(下げ止め)措置等を引き続き実施するとともに、漁船漁業の対象を19トンまで広げる等要件の緩和を図ることで、漁業収入安定対策(強度資源管理タイプ)の機能強化を推進するとともに、国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。今後とも漁業者が資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保すること。 漁業者に対しては、「漁業収入安定対策事業」により漁獲金額の減少分を補填する制度が整備されているが、産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】 1 漁業収入安定対策事業においては、太平洋クロマグロについて、積立ぶらすの払戻判定金額が下がらないよう特例措置(下げ止め)を実施しており、その対象については、平成30年6月以降、20トン未満漁船の漁船漁業にも拡大したところである。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 一方、漁獲・放流実績のない漁業者に対しても同措置が適用される事例が多く見受けられたことから、真に資源管理措置の影響を受ける漁業者に対する措置となるよう、令和2年度より漁獲・放流実績等のある漁業者に限り適用する運用改善を図ったところである。今後ともWCPFCにおける議論や資源管理への取組状況等を踏まえて同措置の適切な実施に努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 また、同事業においては平成23年以降、積立ぶらすに加入することで漁業共済掛金について、漁業災害補償法に基づく法定補助を除く自己負担分の2分の1を追加補助しており、これにより掛金の概ね7割程度を支援している。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>4 漁業収入安定対策事業については、漁業者が安心して漁業を継続できるよう、引き続き必要な予算の確保に努めてまいりたい。 なお、制度の在り方については、令和4年3月に閣議決定された新たな水産基本計画に即して、新型コロナウイルス感染症の影響や漁獲量の動向等の漁業者の経営状況に十分配慮しつつ、引き続き検討を進めていく考え。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>6 産地魚市場や水産加工業者等の中小企業者については、一時的に売上高や利益が減少した場合に、中小企業庁のセーフティーネット保証により資金繰りの支援を受けられることとされているため、積極的にご活用いただきたい。 また、水産加工業者等については、漁獲量が減少し入手困難な魚種から漁獲量が豊富な魚種等新たな魚種に加工原料を転換する場合、転換取組に必要な機器の導入等に対する支援を行っているところ。</p> <p style="text-align: right;">5番がない部分も含め、継続</p>
<p>2④</p>	<p>2 定置網等における管理手法の確立および支援措置 ④漁獲状況を把握するシステム構築 漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】 1 漁獲報告については、漁協や産地市場から水揚げ情報を電子的に収集する体制を構築するとともに、大臣許可漁業における漁獲報告の電子化を現場に実装することとしており、こうした環境整備を進めつつ、できる限り簡便な方法による報告を可能とするよう進めていくこととしている。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 なお、これらのうち水揚げ情報については、2023年度までに主要な産地市場・漁協を中心に400箇所以上を目途に収集体制を構築することを目指しているが、2022年度末において目標を上回る500箇所以上で体制整備が完了し、今後、情報収集を進めていくこととしている。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>
<p>3</p>	<p>3 遊漁者等の操業自粛措置 広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、国際的なくろまぐろの資源管理の経緯や国内漁業者の取組み状況について、遊漁者の理解が深まるよう丁寧な説明を行い周知を徹底すること。 また、遊漁者による大型魚採捕については、採捕禁止等の規制の徹底に向け、具体的な管理体制を国の責任で早急に整備するとともに、迅速かつ正確な採捕数量の報告を徹底させるよう、強く指導すること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】 1 クロマグロ資源管理の経緯や国内漁業者の取組み、あるいは広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁によるクロマグロの採捕規制措置の内容については、水産庁ホームページ、ポスターなどの他、釣り関係団体や釣り関係メディアなどの協力を得ながら、あらゆる手段を用いて周知を図っているところである。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>2 また、報告については、今年度から、陸揚げ後10日から5日に短縮し、迅速な報告を求めていることに加え、水産庁ホームページで最新の採捕量を随時更新し、採捕停止の際は、都道府県や釣り関係団体を通じて遊漁者への周知徹底を行っている。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>3 更に、都道府県や海上保安庁とも連携し、疑義情報に基づく立入検査等を行い、委員会指示違反者に対しては指導文書を発出するとともに当該情報を水産庁ホームページやSNSで公表しているところである。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>4 クロマグロ資源管理の必要性や採捕規制の内容が遊漁者や遊漁船業者に正しく理解されるよう、引き続き情報発信の方法を工夫するなど周知徹底を図ってまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>